

文京区と株式会社コークッキングとの食品ロス削減に向けた連携と協力に関する協定

文京区（以下「甲」という。）と株式会社コークッキング（以下「乙」という。）は、食品ロス削減に向けて連携を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、連携した取組を行うことで飲食店における食品ロスの削減及び食品ロスの削減に対する区民意識の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の事項（以下「本連携事業」という。）について相互に協力して行う。

- (1) 甲が実施する食品ロス削減の推進に関する取組の認知度向上に資すること。
- (2) 区内飲食店等及び区民への広報及び普及啓発に資すること。
- (3) ぶんきょう食べきり協力店及びリサイクル推進協力店の登録促進及び認知度向上に資すること。
- (4) 乙が提供するフードシェアリングサービス「TABETE」（以下「TABETE」という。）を活用する区内飲食店の増加に資すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙間で協議して定める事項

（甲及び乙の役割分担）

第3条 本連携事業の実施に当たり、甲及び乙の役割分担は次のとおりとする。

(1) 甲の役割

- ア 甲のホームページ、SNS その他の広報物での TABETE についての情報発信
- イ 甲が開催するイベントでの TABETE についての情報発信
- ウ ぶんきょう食べきり協力店及びリサイクル推進協力店を含む区内飲食店等への TABETE についての情報提供

(2) 乙の役割

- ア 区内における TABETE 加盟店の取引件数等の実績資料の提供
- イ 甲が取り組む食品ロス削減推進事業に関する広報
- ウ TABETE 加盟店に対するぶんきょう食べきり協力店及びリサイクル推進協力店への登録促進に係る呼びかけ
- エ 甲が開催するイベント及び講演等への協力
- オ 甲が作成するホームページ、SNS その他の広報物に使用するデータ等の提供
- カ 乙のホームページによる本連携事業の広報

(費用負担)

第4条 前条に規定する役割を実施するための負担は、甲乙それぞれが負うものとする。
ただし、同条に規定する役割以外で本連携事業を行う上で両者に共通する事項があることが判明した場合には、甲乙が別途協議して役割分担及び負担割合を決定するものとする。

(第三者との類似の事業)

第5条 本協定の締結は、甲又は乙が本協定に定める各規定を遵守する限りにおいて、第三者との間で本連携事業と同様又は類似の事業を行うことを妨げるものではない。

(禁止事項)

第6条 乙は、本連携事業の実施に当たって次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあること。
- (2) 政治活動又は宗教活動に関すること。
- (3) 特定の企業の利益誘導のみを目的として、本協定の締結及び本連携事業に係る周知を行うこと。

(損害賠償)

第7条 本連携事業の実施により、乙に事故及び問題が発生したときは、甲の故意又は重大な過失がある場合を除き、乙の責任と負担においてこれを解決することとし、その対応に伴って甲に費用等が生じた場合は、乙がこれを負担する。

2 本連携事業の実施により、甲に事故及び問題が発生したときは、乙の故意又は重大な過失がある場合を除き、甲の責任と負担においてこれを解決することとし、その対応に伴って乙に費用等が生じた場合は、甲がこれを負担する。

3 本連携事業の実施に当たり、甲及び乙は、自己の責めに帰すべき事由により第三者へ損害を与えたときは、自己の責任及び負担において、その損害を賠償する。

(協定の変更及び解除)

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、甲及び乙が協議の上、本協定の変更を行うものとする。

2 甲又は乙は、相手方が法令若しくは本協定の趣旨に反すると認めた場合又は本協定を継続できないやむを得ない事情が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、直ちに本協定を解除することができる。

3 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに本協定を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

る。

- (1) 計画的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（法人の代表者、役員及び法人の経営に事実上参画している者又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 使用人（直接雇用契約を締結している正社員をいう。以下同じ。）が構成員等であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、不正に自己若しくは第三者の財産上の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等に直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、不正に自己若しくは第三者の財産上の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、前2号に掲げる行為を行ったとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、下請契約、資材及び原材料の購入契約等に当たり、当該契約の相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したとき。
- 4 本協定の解除に伴い、乙に生じた損害に関しては、当該解除が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙は、甲に賠償の請求を行わない。

（著作権）

第9条 本連携事業に係る画像等の作成物は、当該事業の目的に支障がない限り、甲乙ともに広報等において無償で利用できるものとし、その利用を妨げないものとする。

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、本連携事業により知り得た情報を相手方の事前の承諾なく第三者に提供し、開示し、若しくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外で使用してはならない。ただし、法令等に基づく場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間が終了した後もなお効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第11条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を侵害する

ことのないよう、個人情報を取り扱わなければならない。

(関係法令上の責任)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく履行に関し、関係する各種法令等を遵守するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれかから書面による更新しない旨の申出がないときは、本協定は、同一条件でさらに1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本協定を終了しようとする日の30日前までに、その旨を書面をもって相手方に通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(協議)

第14条 本協定に定める事項の解釈に関し疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年3月2日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者 文京区長 成 澤 廣 修 印

乙 埼玉県東松山市元宿一丁目29番17号
株式会社コークッキング
代表者 代表取締役 川 越 一 磨 印